

和歌山県修学奨励金貸与制度

# 奨学金返還のしおり

奨学金 支える力は 返還金

～あなたの返還金が次世代への奨学金貸与の資金になります～



奨学金を返還する皆さんへ

本冊子をよく読み、返還に関する決まりごとを御確認の上、各種申請書・届出書を提出する際には該当ページを複写する等して御活用ください。また、次ページの「返還のおぼえ」も忘れず御記入ください。

なお、卒業後に大学等への進学等により返還の猶予を希望する場合は、本冊子8～9ページ（返還猶予制度の適用要件）をよく読み、手続きに漏れがないよう御注意ください。

※本冊子は、返還が終了するまで大切に保管してください。

和歌山県教育委員会

# 返還のおぼえ

『返還計画書』を提出する前に、以下の欄に返還計画の内容を記入の上、計画どおり返還してください。

学 校 名				
奨学生(決定)番号(7ケタ)				
借用金額のトータル	円			
返還期間のトータル	年 月から 年 月までの 年間			
返還方法 (以下のどちらかに○印)	返還期日	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月27日	回	円	円
2 月賦・半年賦併用返還	月賦 毎月27日	回	円	円
	半年賦 毎年1月27日 及び 毎年7月27日	回	円	円
引落用の金融機関名及び支店名	(銀行・信用金庫・労働金庫)			支店
預金種目 (いずれかに○印)	普通 ・ 当座			
口座番号				
連帯保証人の氏名				

## 【注意】

- ・ 奨学生(決定)番号は忘れないよう御注意ください。
- ・ 『返還計画書』は作成後、コピーを保管してください。

# 目次

○ 返還を始める皆さんへ	1
○ 借用期間満了から返還完了までの流れ	3
○ 返還手続きの手順	
〔ステップ1：返還手続きの要件〕	4
〔ステップ2：返還計画の立て方〕	5
〔ステップ3：返還猶予制度の適用要件〕	8
〔ステップ4：返還免除制度の適用要件〕	10
〔ステップ5：返還の開始〕	10
〔ステップ6：返還金の督促及び延滞金について〕	10
〔ステップ7：返還の完了〕	12
〔その他〕	12
・ 繰上返還（奨学金の残金の全部又は一部を一括返還したい場合）	
・ 登録口座の変更	
〔登録可能な金融機関及び口座名義人の組み合わせ〕	13
○ 各種様式集と記入例	14
・ 奨学金借用証書・返還誓約書（別記第9号様式）	15
・ 返還計画書（別記第10号様式）	17
・ 連帯保証人変更届（別記第12号様式）	19
・ 住所・氏名等変更届（別記第13号様式）	21
・ 休（停・退）学届（別記第14号様式）	23
・ 辞退届（別記第16号様式）	25
・ 返還免除申請書（別記第20号様式）	27
・ 返還猶予申請書（別記第21号様式）	29
・ 修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書	31
・ 和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）	33

# 返還を始める皆さんへ

## 奨学生の皆さんへ

和歌山県修学奨励金（奨学金）貸与制度は、奨学生の皆さんからの返還金によって支えられています。

皆さんは、将来の高校生がこの奨学金の貸与を受けられるよう、無理のない返還の計画を立て、確実に奨学金を返還する責任があります。

本冊子は、皆さんが今後、返還を円滑に行っていただけるよう、返還方法等について、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班（以下「奨学班」といいます。）が作成し、その内容と手続きをまとめたものです。

本冊子は、奨学金の返還が完了するまで必要ですので、大切に保管し、返還に関する決まりごとを確認のうえ、各種申請書・届出書を提出する際は所定の書類を準備してください。

## 連帯保証人の皆さんへ

この奨学金の貸与制度は、今日まで貸与を受けた奨学生の皆さんからの返還金によって支えられています。

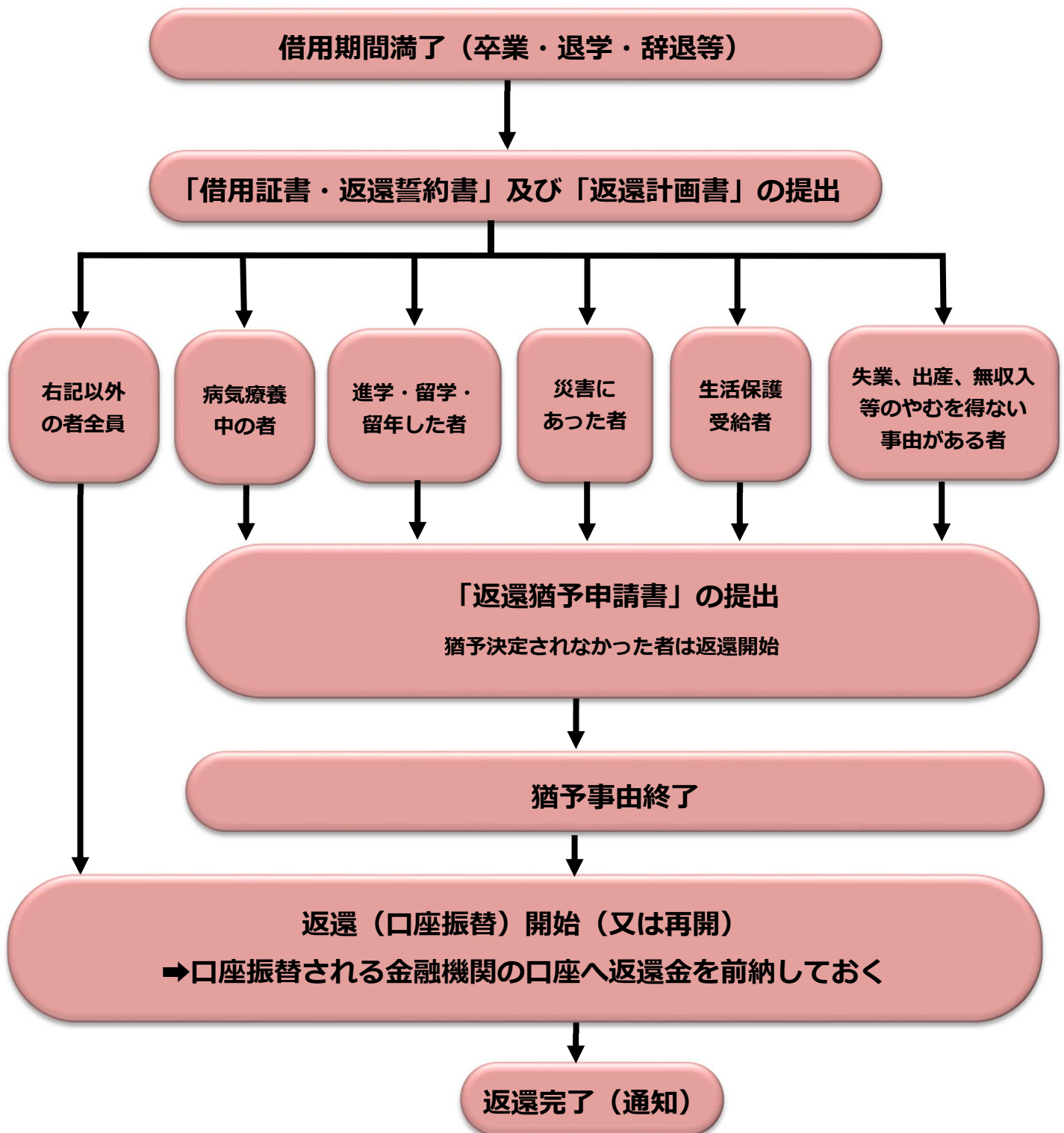
返還にあたって、連帯保証人の皆さんには、奨学生本人が無理のない返還が行えるよう、返還計画を立てる際は本人と相談、御指導をお願いします。

## 返還にあたって

- ・ 奨学金の返還は、毎月27日（27日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）の返還期日に、貸与時に登録した口座から引落を行いますので、残高不足にならないよう、前日までに当該口座へ入金ください。なお、口座からの引き落としができなかった月分は、再振替を行うことはできません。後日、所定の納入用紙を送付しますので、コンビニエンスストア等で納入してください。
- ・ 奨学生本人の住所、氏名、電話番号、連帯保証人等に変更があった場合は、その都度変更の手続きが必要です。したがって、本冊子の巻末に掲載しています各種様式（複写用）により、届出を行う必要があります。届出は、当該巻末の該当ページをコピーするか、又は生涯学習課ホームページからダウンロードして、記入例を参考にしながら記入・押印のうえ、必要な書類を添付し提出してください。
- ・ 返還手続きに関し御不明な点がございましたら、放置せず、以下の連絡先にお問い合わせください。なお、その際には貸与決定時に付与しています7ケタの奨学生（決定）番号をお伝えください。

≪連絡先≫      〒640-8585      和歌山市小松原通1-1  
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班  
TEL (073) 441-3663  
(073) 441-3728

## 借用期間満了から返還完了までの流れ



## 返還手続きの手順

借用期間満了後、返還の開始から完了までの書類上の手続きについて手順を記載しています。

### 〔ステップ1：返還手続きの要件〕

下記(1)から(3)のいずれに該当するかを御確認ください。

#### (1) 令和4年(3月)に高等学校等を卒業する場合又は借用期間が満了となる場合

『奨学金借用証書・返還誓約書』(別記第9号様式)(16ページ記入例参照)及び  
『返還計画書』(別記第10号様式)(18ページ記入例参照)を御提出ください。

『奨学金借用証書・返還誓約書』(別記第9号様式)(16ページ記入例参照)

…奨学金の借用金額と保証関係を確認し、返還計画どおり返還することを誓約する書類です。**奨学生本人、連帯保証人及び親権者が各自で署名・押印する必要があります。**

『返還計画書』(別記第10号様式)(18ページ記入例参照)

…奨学金の返還計画を立て、今後の返還方法を確認する書類です。

※ 「借用期間が満了となる場合」というのは、必ずしも令和4年(3月)に高等学校等を卒業する場合を指しません。例えば、令和4年の4月等の新年度を迎える時に、高等学校等の在籍期間が、在籍する学校の標準修業年限を超える場合は、新年度になる直前に借用期間が満了となりますので、返還の手続きが必要となります。以下を参照してください。

・ 「在籍する学校の標準修業年限」とは、貸与期間の上限のことを指します。

- ◎全日制の高等学校… 3年間
- ◎定時制の高等学校… 3年間又は4年間
- ◎通信制の高等学校… 3年間又は4年間
- ◎高等専門学校… 5年間
- ◎高等学校等の専攻科… 2年以上の定められた期間

・ 在籍期間のトータルが標準修業年限を超えた方は、貸与を受けることができません。例えば、全日制の高等学校へ入学後3年目で初めて留年したため3学年を再履修する場合、再履修する3学年の1年については貸与を受けることができません。ただし、転入する場合は、転入前の学校を退学せず新たに別の学校へ入ることになりますので、在籍期間は、**転入前の学校に在籍していた期間と転入後の学校に在籍している期間を足し合わせたもの**となります。他方、**編入する場合は、編入前の学校を退学して新たに別の学校へ入ることになりますので、在籍期間は、編入前の学校に在籍していた期間を考慮せず、編入後の学校に在籍している期間**となります。

※ 令和4年3月31日に奨学金の第3回目の振込を予定している場合には、指定した期日(県内高等学校及び県外協力校は学校が指定した期日、県外協力校以外の県外高等学校は奨学班が

指定した期日)までに、確実に上記2点の書類を提出してください。提出がない場合は振込が遅延となる場合がありますので御注意ください。

- ※ 「奨学金借用証書・返還誓約書」及び「返還計画書」の本人の現住所は、**第3回振込日(令和4年3月31日)時点で予定されている住所を御記入ください(未定の場合は、記入日時点の住所を御記入ください。)**なお、その住所が、学生寮から実家へ移したものである等、新たに移す住所である場合は、住所が実際に変更となった日以後に、『住所・氏名等変更届』(別記第13号様式)(22ページ記入例参照)を速やかに御提出ください。

## (2) 高等学校等を退学する(又は退学した)場合

『奨学金借用証書・返還誓約書』(別記第9号様式)(16ページ記入例参照)及び『返還計画書』(別記第10号様式)(18ページ記入例参照)並びに『休(停・退)学届』(別記第14号様式)(24ページ記入例参照)を御提出ください。

## (3) 奨学金を辞退する場合

『奨学金借用証書・返還誓約書』(別記第9号様式)(16ページ記入例参照)及び『返還計画書』(別記第10号様式)(18ページ記入例参照)並びに『辞退届』(別記第16号様式)(26ページ記入例参照)を御提出ください。

### [ステップ2:返還計画の立て方]

下記①から③の順に返還計画を立ててください。

- ① まず、**返還回数**を決めてください。その際、以下のいずれに該当するか御確認ください。
  - ・ 貸与を受けていた期間のトータルが30ヶ月(2年6ヶ月)未満の場合  
→返還回数は、貸与を受けていた月数のトータルの4倍以内の回数となります。  
(例:貸与を受けていた期間が12ヶ月であれば、 $12\text{ヶ月} \times 4 = 48$ 回以内の回数となります。)
  - ・ 貸与を受けていた期間のトータルが30ヶ月(2年6ヶ月)以上の場合  
→返還回数は、120回以内の回数となります。
- ② 次に、**返還開始月**を決めてください。返還開始月は、卒業や貸与期間の満了、又は退学・辞退等による打ち切りにより貸与が終了した月の翌月から6ヶ月経過した年月となります。  
(例:令和4年3月に高等学校等を卒業する場合は、「令和4年10月」となり、令和4年1月に高等学校等を退学したり、奨学金を辞退したりした場合は、「令和4年8月」となります。)
- ③ 最後に、**返還方法**を決めてください。返還方法は次のページのいずれかを選んでください。また、7ページの返還例も御参照ください。



# 返還方法について

返還方法は次の2つの方法があります。

## ①月賦返還

返還開始月から毎月同じ額を割賦金として登録している口座から引き落とします。この場合、借入金額のトータルを返還回数で割ることにより、割賦金と最終割賦金を算出してください。

(例:借入金額のトータルが648,000円で返還回数が120回の場合、 $648,000 \div 120 = 5,400$ となるため、割賦金と最終割賦金はともに5,400円となります。しかし、例えばこの返還回数が110回の場合、 $648,000 \div 110 = 5,890.9090909\cdots$ となり、割り切れなくなります。この場合は、小数点を切り捨てた5,890円を割賦金とし、残りの額(648,000円 - (109回 $\times$ 5,890円) = 5,990円)を最終割賦金としてください。)

## ②月賦・半年賦併用返還

返還開始月から毎月同じ額を割賦金として登録している口座から引き落とす他に、毎年1月と7月に別途割賦金を引き落とします。この場合、まず御都合の良い月賦額を自由に決めていただき、その額に返還回数を乗じます(この月賦額は、そのまま月賦の最終割賦金となります)。次にその値を借入金額のトータルから差し引いた値を、返還開始月から最終返還月までに1月と7月が登場する回数の合計で割り、半年賦の割賦金及び最終割賦金を算出します。

(例:借入金額のトータルが648,000円で返還開始月が10月、返還回数が120回の場合、月賦額を4,000円に設定したとすれば、 $4,000 \text{円} \times 120 \text{回} = 480,000 \text{円}$ となるため、これを借入金額のトータルから差し引きます( $648,000 \text{円} - 480,000 \text{円} = 168,000 \text{円}$ )。次に返還開始月の10月から最終返還回120回目の間に1月と7月が合計20回登場するため、この値で上記168,000円を割ることにより算出した値( $168,000 \text{円} \div 20 \text{回} = 8,400 \text{円}$ )を半年賦の割賦金及び最終割賦金とします。)

※ 当初計画した返還回数を変更したいときは、『返還計画書』(別記第10号様式)(18ページ記入例参照)を奨学班に提出してください。

返還期間の10年以内(借用期間が2年6ヶ月に満たない場合はその期間の4倍以内)であれば、延長又は短縮することができます。

なお、新しい返還計画による返還は、通常、『返還計画書』(別記第10号様式)(18ページ記入例参照)を奨学班で受理した月の翌月からとなります。

# 返還例

## 月賦返還

学校種別	通学区分	貸与月額	借用期間	借用総額	月賦額	回数
公立高校 (全日制)	自 宅	18,000円	3年	648,000円	5,400円	120
					8,100円	80
公立高校 (定時制)	自 宅	18,000円	4年	864,000円	6,900円	120
					10,350円	80
公立高校 (定時制)	自宅外	23,000円	4年	1,104,000円	7,200円	120
					10,800円	80
国立高専	自 宅	18,000円	5年	1,080,000円	9,000円	120
					13,500円	80
国立高専	自宅外	23,000円	5年	1,380,000円	11,500円	120
					17,250円	80
私立高校 (全日制)	自 宅	30,000円	3年	1,080,000円	9,000円	120
					13,500円	80
私立高校 (全日制)	自宅外	35,000円	3年	1,260,000円	10,500円	120
					15,750円	80
私立高専	自 宅	30,000円	5年	1,800,000円	15,000円	120
					18,000円	100
私立高専	自宅外	35,000円	5年	2,100,000円	17,500円	120
					21,000円	100

## 月賦・半年賦併用返還

学校種別	通学区分	貸与月額	借用期間	借用総額	月賦額	回数	半年賦額	回数
公立高校 (全日制)	自 宅	18,000円	3年	648,000円	4,000円	120	8,400円	20
	自宅外	23,000円	3年	828,000円	5,000円	120	11,400円	20
公立高校 (定時制)	自 宅	18,000円	4年	864,000円	5,000円	120	13,200円	20
	自宅外	23,000円	4年	1,104,000円	6,000円	120	19,200円	20
国立高専	自 宅	18,000円	5年	1,080,000円	6,000円	120	18,000円	20
	自宅外	23,000円	5年	1,380,000円	7,000円	120	27,000円	20
私立高校 (全日制)	自 宅	30,000円	3年	1,080,000円	6,000円	120	18,000円	20
	自宅外	35,000円	3年	1,260,000円	7,000円	120	21,000円	20
私立高専	自 宅	30,000円	5年	1,800,000円	10,000円	120	30,000円	20
	自宅外	35,000円	5年	2,100,000円	13,000円	120	27,000円	20

### 〔ステップ3：返還猶予制度の適用要件〕

下記①から⑥に該当する場合は、返還猶予制度を利用することができます。該当しない場合は、そのまま10ページのステップ4に進んでください。

- ① 高等学校、大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）等に在学するとき
- ② 外国で学校に在学または研究に従事するとき
- ③ 災害にあったとき
- ④ 傷病のとき
- ⑤ 生活保護を受けているとき
- ⑥ その他真にやむを得ない事由（例：（妊娠・出産・育児）、経済的困窮（市町村民税所得割非課税）等）によって返還が困難になったとき

- ※ 申請は随時受け付けますが、希望する猶予開始日の前月までに『返還猶予申請書』（別記第21号様式）（30ページ記入例参照）と返還猶予の原因を証明する書類（添付書類）を奨学班に提出してください。
- ※ 令和4年（3月）に高等学校等を卒業見込の方で、大学等への進学を理由に当該猶予制度の利用を御希望の場合は、大学等の在学証明書が必要ですので入学してから申請してください。高等学校等在学中に申請されましても受理できませんので御注意願います。
- ※ 返還猶予が決定した場合は、『返還猶予決定通知書』を送付します。
- ※ 返還猶予制度を御利用の際には、上記申請書以外に、9ページの表で示しております添付書類の提出も必要となりますので御注意ください。なお、添付書類はいずれも原本であることが求められます。
- ※ 返還猶予制度を御利用になる場合でも、返還計画書は「奨学金借用証書・返還誓約書」と必ず一緒に提出してください。  
返還計画書の提出がない場合、返還方法の確認ができないため、貸与した奨学金の全額を一括返還していただきますので、御留意ください。

## 返還猶予申請に係る添付書類について

返還猶予申請事由	添付する証明書	証明書発行者	猶予期間
① 下記の学校に在学するとき 高等学校・大学・短期大学・大 学院・専修学校(専門課程)	在学証明書	在学学校長	<b>在学期間中</b>
② 外国にて研究中等	その事実を明らかに する証明書	その学校又は 機関の長	<b>1年ごとに 申請が必要</b> (10年が限度)
③ 災 害	罹災証明書等	市区町村長等	
④ 傷 病	診断書等	医師等	
⑤ 生活保護受給中	生活保護受給証明書	福祉事務所長	<b>1年ごとに 申請が必要</b> 〔その事由が 続いている期間〕
⑥ 経済的理由その他やむを得な い事由により返還が困難な場合 ア 専修学校の一般課程、各種学 校、その他教育又は職業訓練等 を受けるための学校等に概ね1 年以上在学するとき	在学証明書等	在学学校長	<b>1年ごとに 申請が必要</b> (10年が限度)
イ 進学準備中のとき(予備校生 ・宅浪等)	進学準備中であるこ とが分かる確認書等 (以下注を参照)	出身学校長又は 出身校の元担任等	
ウ 家族(生計を一にする者)が傷 病(医療費の負担が大きく重症) のとき	診断書等	医師等	
エ 求職中であるとき	求職受付票の写し	職業安定所(ハローワーク)	
オ 失業しているとき	雇用保険受給資格者 証の写し等	職業安定所(ハローワーク) 等	
カ 出産による生活困窮のとき	母子手帳の写し等 (詳しくは奨学班までお 問い合わせください。)	市区町村長等	
キ その他ウ、エ、オ、カに準ず る事由による生活困窮のとき	その事実を明らかに する証明書	その事実を証明する 第三者	

注： 予備校等に通学している場合は、予備校等の在学証明書でも差し支えありません。ただし、宅浪等、進学準備中であることの在学証明書の発行が困難である場合は、出身高等学校等の元担任等に、進学準備中であることが分かる確認書等を作成していただく必要がありますので、その際は奨学班にお問い合わせください。

#### 〔ステップ4：返還免除制度の適用要件〕

以下(1)又は(2)に該当する場合、返還免除制度を利用することができます。該当しない場合は、そのまま次のステップ5に進んでください。

##### (1) 申請者本人が死亡したとき

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 『返還免除申請書』(別記第20号様式)(28ページ記入例参照)
- ② 戸籍抄本その他死亡を証明する書類

##### (2) 精神又は身体の著しい障害により返還が困難になったとき

申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 『返還免除申請書』(別記第20号様式)(28ページ記入例参照)
- ② 医師又は歯科医師の診断書
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の写し

※返還免除が認められた場合は、『返還免除決定通知書』を送付します。

#### 〔ステップ5：返還の開始〕

返還の開始は、開始月の前月までに『返還開始通知書』を送付します。

併せて『返還予定表』も送付しますので、返還計画や登録口座などを必ず確認してください。

返還計画や登録口座の変更、返還猶予等を希望する場合、速やかに奨学班へ申し出てください。

また、返還開始月の中旬までに『納入通知書兼納入済通知書』を送付します。当該年度中の口座振替期日(基本的に毎月27日)を記載していますので御確認ください。

(※『納入通知書兼納入済通知書』は、毎年4月及び返還再開月にも送付します)

#### 〔ステップ6：返還金の督促及び延滞金について〕

奨学金の返還は、在学中に奨学金の貸与を受けた**奨学生本人**が責任を持って行う義務があります。

返還期日に振替できなかった返還金は、翌月、督促状とその分の納入通知書を送付しますので、同通知書をコンビニエンスストア等に持参し、納付ください。

納付期限以降も納入がない場合は、**連帯保証人**に対しても請求することになります。

また、返還期日に遅れたときは、**返還期日の翌日から年10.95%の延滞金が加算されます**ので、滞りなく返還計画に沿って納めてください。

※ 返還が滞っている奨学生、連帯保証人(以下「滞納者」といいます。)には、文書による催告や電話連絡、自宅・勤務先への訪問等を行います。

※ 滞納が長期間継続している場合、又は滞納者と長期間連絡がとれない場合には、民間債権回収会社や弁護士等に回収業務を委託します。

- ※ 滞納者は、残額（返還期日が来ていない額も含めて全部）と滞納分を一括して返還していただくことがあります。
- ※ 長期にわたる滞納者には、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的措置を行います。

## 奨学生の皆さんへ

奨学金の返還が滞っても、奨学生である皆さんの債務が消えることはありません。経済的な事由等で返還が困難なときは、滞納をそのまま放置せず、まずは奨学班に連絡し、相談をしてください。

## 連帯保証人の皆さんへ

奨学生本人が、奨学金の返還を滞らせているときは、連帯保証人である皆さまに返還をお願いすることになります。万一、奨学生本人が返還を滞らせていることや、経済的な事由等により返還が困難であることを知り得る状況にあるときは、奨学生に対して、和歌山県教育庁生涯学習課奨学班まで相談するように御指導ください。

## 〔ステップ7：返還の完了〕

返還が完了したときは、『返還完了通知書』を送付します。

## 〔その他〕

### 「**繰上返還（奨学金の残金の全部又は一部を一括返還したい場合）**」

奨学班では、返還途中で残金の全部又は一部を一括返還したい場合の申請（繰上返還）を随時受け付けています。

繰上返還を御希望の場合は、希望する月の前月末までに奨学班へ連絡してください。

『修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書』（32ページ記入例参照）の提出などの手続きについて詳しくお知らせ致します。

### 「**登録口座の変更**」

返還用の口座には、奨学金の振込に利用していた口座が適用されます。口座を変更したい場合は、『和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）』（33～36ページ）に必要事項を記入のうえ、口座振替を行う金融機関の窓口へ提出してください。

奨学班へ直接提出しても変更できませんので御注意ください。

※登録可能な金融機関と口座名義人の組み合わせについては、次ページを御参照ください。

※上記口座振替納付依頼書の様式は本冊子の巻末に掲載しておりますが、3枚複写式のタイプを御希望の場合は、奨学班へ連絡していただければ、御自宅等への送付いたします。

※金融機関での手続き後、新口座からの振替開始までに約1ヶ月程度要する場合があります。それまでは旧口座からの振替となりますので、**すぐに旧口座を解約しないよう御注意ください。**

〔登録可能な金融機関及び口座名義人の組み合わせ〕

奨学金の返還用口座を変更したい場合の登録可能な金融機関と口座名義人の組み合わせは限定されています。下記の○印以外の金融機関と口座名義人の組み合わせでは変更後の口座として登録できませんので御注意ください。

登録可能な金融機関	返還用口座の名義人	
	奨学生本人	連帯保証人
紀陽銀行	○	○
南都銀行	○	○
池田泉州銀行	○	○
百五銀行	○	○
三十三銀行	○	○
関西みらい銀行	○	○
みずほ銀行	○	○
三井住友銀行	○	○
三菱UFJ銀行	○	×
りそな銀行	○	○
三井住友信託銀行	○	○
きのくに信用金庫	○	○
新宮信用金庫	○	○
和歌山県医師信用組合	○	○
近畿産業信用組合	○	○
ミレ信用組合	○	○
和歌山県信用農業協同組合連合会（JAバンク和歌山信連）	○	○
わかやま農業協同組合（JAわかやま）	○	○
ながみね農業協同組合（JAながみね）	○	○
紀の里農業協同組合（JA紀の里）	○	○
紀北川上農業協同組合（JA紀北かわかみ）	○	○
ありだ農業協同組合（JAありだ）	○	○
紀州農業協同組合（JA紀州）	○	○
紀南農業協同組合（JA紀南）	○	○
みくまの農業協同組合（JAみくまの）	○	○
なぎさ信用漁業協同組合連合会	○	○
近畿労働金庫	○	○
ゆうちょ銀行	○	○



# 各種様式集と記入例

## 【書類作成に係る注意点】

- 次ページからの各種様式は、必要な時にコピーして御活用ください。  
なお、以下奨学金のホームページからもダウンロードによる印刷が可能です。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00154427.html>  
→各種PDFファイルをクリックしてください。
- 『和歌山県口座振替納付依頼書』については、「本人控」「金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）用」「和歌山県用」の3枚全てを金融機関の窓口へ提出していただく必要があります。  
御利用の場合は3枚全てを印刷してください。  
なお、複写式のものを御希望の場合は、奨学班まで御連絡ください。後日、御住所あて送付致します。
- 記入は全て、黒色又は青色のボールペン、若しくは万年筆等のペンを用いてください。消しゴム等で消せるボールペンの使用は不可です。
- 書面に「自署」と記載のあるなしにかかわらず、各人が自分で記入すべき欄に別の人物が代わりに記入するのはお控えください（申請者本人が死亡した等の特別な場合を除きます）。
- 印鑑は記入者それぞれ別々のものを使用してください。  
また、一つの書類で使用可能な印鑑は記入者一人につき一本までとします。  
したがって、訂正印用の別の小型の印鑑等の使用は不可です。
- 書き損じた場合は、二重線を引き、元記入者の印鑑にて訂正印を押してから正しく再記入してください。修正液・修正テープ等の使用は不可です。
- 高等学校等の受付印は不要です。

奨学生番号		氏名	
-------	--	----	--

## 奨学金借用証書 返還誓約書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借用しました。

つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

- 1 奨学金を納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ納付金額に年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 2 奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受け、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。
- 3 奨学金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名	印	年 月 日生
	現住所	〒	TEL ( ) -
(自署)	学校名	立 学校 分校	全日制 高等部 定時制 高等課程 通信制 科

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について極度額 円まで連帯して保証します。

連帯保証人	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	印	年 月 日生	
	現住所	〒	TEL ( ) - 携帯電話 ( ) -	
(自署)				

本人が未成年者（20歳未満）の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは1人）です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名	印	生 年 月 日
	現住所	〒	年 月 日生 TEL ( ) -
親権者	氏 名	印	生 年 月 日
	現住所	〒	年 月 日生 TEL ( ) -
後見人	氏 名	印	生 年 月 日
	現住所	〒	年 月 日生 TEL ( ) -

注 本書は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課されません(印紙の貼付は必要ありません。)



## 返 還 計 画 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
本人住所	(〒 - ) TEL ( - - )
氏 名	印
連帯保証人 (保護者等)	(〒 - )
住 所	TEL( - - ) 携帯電話( - - )
氏 名	印

私が借用した（※ 奨学金・進学助成金）の借用金額は、 円であり、  
下記の返還計画に基づき返還します。

### 記

〔返還計画〕

奨学生番号			氏 名		
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27 日	年 月	回	円	円
2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27 日	年 月	回	円	円
	毎年 1 月 27 日 毎年 7 月 27 日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

（注意） 返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店名	( 1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)				支店
預金種目	1 普通 (総合)    2 当座	口座番号 (右づめで記入)			
(フリガナ) 預金者氏名			(〒 - ) TEL ( - - ) 住所		

# 返還計画書（記入例）

別記第10号様式（第9条関係）

## 返 還 計 画 書

令和4年3月31日

今回初めて返還計画書を作成なされる方のうち、第3回目の振込が令和4年3月末の方は、「令和4年3月31日」と御記入ください。それ以外の方は、学校の先生、又は奨学班と相談の上御記入ください。

下記①②いずれに該当するか御確認ください。

①貸与を受けていた期間のトータルが30ヶ月（2年6ヶ月）以上の場合  
→「返還回数」は、120回以内の回数を御記入ください。

②貸与を受けていた期間のトータルが30ヶ月（2年6ヶ月）未満の場合  
→「返還回数」は、「貸与を受けていた月数のトータル」の4倍以内の回数を御記入ください。

（例：12ヶ月であれば、 $12 \times 4 = 48$ 回以内の回数を御記入ください。）

本人・連帯保証人が必ず自署・押印してください。

きい介

きい介

卒業や打ち切り、又は貸与期間の満了により貸与が終了した月の翌月から6ヶ月経過した年月を御記入ください。

（例：令和4年3月に学校を卒業した場合は、「令和4年10月」となり、令和3年12月に学校を退学したり、奨学金を辞退したりした場合は、「令和4年7月」となります。）  
→返還猶予申請をなされる場合でも、上記の指示をお守りください。

（〒640-8585）  
和歌山市小松原通1-1  
TEL 073-441-3728  
携帯電話 090-xxxx-xxxx

名 修学 きい太郎

（奨学金・進学助成金）の借入金額は、648,000円です。  
返還します。

記入漏れに注意

返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27日	4年 10月	120回	5,400 円	5,400 円
2 月賦・半年賦の併用	毎月 27日 毎年1月27日 毎年7月27日	年 月 年 月	回 回	円 円	円 円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

（注意）返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店	(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)			支店
預金種目	1 普通(総合)	2 当座	口座番号(右づめで記入)	TEL ( - - )

こちらの欄は、返還用口座を変更する場合のみ御記入ください。変更しない場合（奨学金の振込用口座をそのまま返還用口座として活用する場合）は何も記入しないでください。

なお、変更する場合は、『和歌山県口座振替納付依頼書』に記入・押印の上、変更後の口座のある金融機関の窓口へ御提出ください。

また、取扱金融機関については、本冊子12～13、37ページを御参照ください。

## 連 帯 保 証 人 変 更 届

年      月      日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨 学 生 番 号	
本 人 住 所	(〒      -      )
氏            名	

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 10 条又は第 11 条第 1 号の規定により届け出ます。

### 記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏 名 <small>(自署・押印)</small>		印
	住 所	(〒      -      )	
		TEL      -      -      携帯電話      -      -	
旧連帯保証人	氏 名 <small>(自署・押印)</small>		

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏 名			
	住 所	(〒      -      )		
		TEL      -      -      携帯電話      -      -		

## 連帯保証人変更届（記入例）

別記第12号様式（第10条、第11条関係）

### 連 帯 保 証 人 変 更 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

引越等で連帯保証人も本人と同時に住所が変更となる場合は、必ず本届を提出してください。

	姓 名								
	番 号	1 2 3 4 5 6 7							
	住 所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1							
本 人	住 所								
氏 名	修学 きい介								

住所変更の場合、実際に住所を移された日付を御記入ください。それ以外の場合は、本届の記入日にしてください。

自署・押印

より連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第1号の規定により届け出ます。

#### 記

#### 1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏 名 <small>(自署・押印)</small>	修学 きい子	(きい子印)
	住 所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-3728 携帯電話 090-△△△△-〇〇〇〇	
旧連帯保証人	氏 名 <small>(自署・押印)</small>	修学 きい太郎	(きい太郎印)

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

#### 2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏 名					
	住 所	(〒 - )				
	TEL	-	-	携帯電話	-	-

## 住所・氏名等変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
旧氏名	
旧本人住所	(〒 - )
	TEL - -

下記のとおり（住所・氏名）等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届け出ます。

### 記

本人	新氏名				
	新住所	(〒 - ) TEL - -			
高等学校等	旧学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程  〔 〕科
	新学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程  〔 〕科
大学等	旧学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部  課程	学科 課程
	新学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部  課程	学科 課程



## 住所・氏名等変更届（記入例）

別記第13号様式（第11条関係）

住所変更又は転学の場合、実際に住所又は学校を移された日付を御記入ください。  
それ以外の変更の場合は本届の記入日にしてください。

### 住所・氏名等変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7
旧氏名	修学 きい介
旧本人住所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-3728

旧住所を御記入ください。

下記のとおり（住所・氏名）等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届け出ます。

転学のみの場合、○印は不要です。

記

本人	新氏名	奨学 きい介				
	新住所	(〒646-0011) 田辺市新庄町3353-9 TEL 000-0000-9999				
高等	旧学校	学校名	県立 紀州高等	○学校 分校 専攻科	○全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程
						〔 普通 〕 科
大学等	旧学校	学校名	立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程
	新学校	学校名	立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程

記入不要の箇所にはこのように直線を引いていただくようお願いします。



## 休（停・退）学届（退学の場合の記入例）

別記第14号様式（第11条関係）

本届の記入日になしてください。

休（停・退）学届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

休・停・退の3つのうち一つを○で囲んでください。

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7 (〒640-8585)		(〒640-8585)
本人住所	和歌山市小松原通1-1	連帯保証人 (保護者等) 住所	和歌山市小松原通1-1
氏名	修学 きい介	氏名	修学 きい太郎

下記のとおり休（※停・退）学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第3号の規定により届け出ます。

休学・停学の場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と御記入ください。

- 1 氏名 修学 きい介
- 2 学校名及び学年 紀州高等学校 第1学年
- 3 休（停）学期間（又は退学年月日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 休学（停学・退学）の理由 一身上の都合
- 5 奨学金等領収済額 令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで  

合計 〇〇〇〇〇 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

学校名 和歌山県立紀州高等学校 学校長氏名 紀州 梅三郎 学校長印

（大学等又は専修学校専門課程にあっては、学校の証明書等を添付することで証明に代えることとする。）

（注）※は、該当する

記入日時点で振り込まれていなくとも、休学（又は停学・退学）した日の属する月までの月額分の振込を希望する場合は、その月までの期間を御記入ください。但し、月の初日に休学（又は停学・退学）した場合は、その前月までの期間を御記入ください。

# 辞 退 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(〒 - )	連帯保証人 (保護者等) 住 所	(〒 - )
本人住所			
氏 名		氏 名	

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与  
条例施行規則第11条第5号の規定により届け出ます。

## 記

1 氏 名

2 学 校 名 (及び学年)

第 学年

3 辞退年月日

年 月 日

4 辞退理由

[ ]

年 月 日

学校名

学校長氏名

印

# 辞退届 (記入例)

別記第16号様式 (第11条関係)

## 辞 退 届

本届の記入日になしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7 (〒 6 4 0 - 8 5 8 5)		(〒 6 4 0 - 8 5 8 5)
本人住所	和歌山市小松原 1 - 1	連帯保証人 (保護者等) 住 所	和歌山市小松原 1 - 1
氏 名	修学 きい介	氏 名	修学 きい太郎

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与  
条例施行規則第11条第5号の規定により届け出ます。

### 記

- 1 氏 名 修学 きい介
- 2 学 校 名 (及び学年) 紀州高等学校 第1学年
- 3 辞退年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 辞退理由

一身上の都合

一度も奨学金を振り込まれたことがない場合は4月1日とし、それ以外の場合は本届の右上の記入年月日と同じになしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

学校名 和歌山県立紀州高等学校 学校長氏名 紀州 梅三郎

学校長印

## 返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号			(〒            -            )
本人住所	(〒            -            )	連帯保証人 (保護者等)  住 所	TEL (            -            -            )
	TEL (            -            -            )		
氏 名		氏 名	

下記の事由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与  
 条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

### 記

1	借 用 金 額		円
2	返 還 済 金 額		円
3	返 還 免 除 金 額		円
4	返 還 免 除 事 由		

- 注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。  
 2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害による  
 ときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

## 返還免除申請書（本人死亡の場合の記入例）

別記第20号様式（第13条関係）

### 返 還 免 除 申 請 書

本届の記入日にご記入ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	<b>1 2 3 4 5 6 7</b>		(〒 <b>6 4 0 - 8 5 8 5</b> )
本人住所	(〒 <b>6 4 0 - 8 5 8 5</b> ) <b>和歌山市小松原通 1 - 1</b>  TEL ( <b>0 7 3 - 4 4 1 - 3 6 6 3</b> )	連帯保証人 (保護者等)  住 所	(〒 <b>6 4 0 - 8 5 8 5</b> )  <b>和歌山市小松原通 1 - 1</b>  TEL ( <b>0 7 3 - 4 4 1 - 3 7 2 8</b> )
氏 名	<b>被相続人 修学 きい介</b> <b>(実父) 修学 きい太郎</b>	氏 名	<b>修学 きい太郎</b>

下記の事由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1	借 用 金 額	<b>6 4 8 , 0 0 0</b>	円
2	返 還 済 金 額	<b>1 0 8 , 0 0 0</b>	円
3	返 還 免 除 金 額	<b>5 4 0 , 0 0 0</b>	円
4	返 還 免 除 事 由	<b>令和〇〇年〇〇月〇〇日</b> <b>本人死亡のため</b>	

- 注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。  
 2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

## 返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 - ) TEL - -
借用終了時の学校名	
奨学金は	年 月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還の猶予を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

### 記

1	希望猶予期間	年 月 から 年 月 まで
2	返還猶予理由	

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。  
 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。



## 返還猶予申請書（記入例）

別記第21号様式（第14条関係）

### 返還猶予申請書

本書の記入日にしてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

本書は原則、  
申請者本人が全て記  
入してください。

育長 様

奨学生番号	1 2 3 4 5 6 7
氏 名	修学 きい介
本人住所	(〒 6 4 0 - 8 5 8 5) 和歌山市小松原通 1 - 1
	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 3 7 2 8
借用終了時の学校名	紀州高等学校
奨学金は 令和〇〇年 〇〇月分まで受領	
進学助成金は 年 月に 円を受領	

下記の事由  
条例第11条

令和4年3月に奨学金の貸与が終了する方のうち、3月に高等学校等を卒業し  
4月から大学等へ進学される方や、同月に貸与期間を満了したあと高等学校等  
に引き続き在学される方は、10月から実際の返還が開始されますが、書類の  
運用上、「令和4年4月から」としてください。

与

1	希望猶予期間	令和〇〇年 〇〇月 から 令和〇〇年〇〇月 まで
2	返還猶予理由	<input type="checkbox"/> 大学進学のため <input type="checkbox"/> 高等学校在学中のため 等

- 注 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。  
 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

# 修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号

本人住所 〒 —

氏 名

連帯保証人 〒 —

住 所

氏 名

和歌山県修学奨励金について、下記のとおり繰上返還をしたいので申し出ます。

## 記

- |           |   |         |                   |   |
|-----------|---|---------|-------------------|---|
| 1 繰上返還申出額 | { | (奨学金)   | 金                 | 円 |
|           |   | (進学助成金) | 金                 | 円 |
| 2 返済方法    | { | ア       | 令和 年 月 日の口座振替払い   |   |
|           |   | イ       | 納付書払い(納期限： 年 月 日) |   |

## 修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書（記入例）

### 修学奨励金繰上返還（全部・一部）申出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

本届の記入日にしてください。

奨学生番号 1 2 3 4 5 6 7

本人住所 〒 6 4 0 - 8 5 8 5

和歌山市小松原通 1 - 1

氏 名 修学 きい介

連帯保証人 〒 6 4 0 - 8 5 8 5

住 所 和歌山市小松原通 1 - 1

氏 名 修学 きい太郎

和歌山県修学奨励金について、下記のとおり繰上返還をしたいので申し出ます。

記入不要の箇所にはこのように二重線を引いてください。

1 繰上返還申出額	}	記	
		(奨学 金)	金 6 4 8 , 0 0 0 円
		(進学助成金)	金 <u>                    </u> 円

2 返済方法 { ア 令和〇〇年〇〇月〇〇日の口座振替払い

返還希望の年月日は、奨学班と相談した上で御記入ください。

イ 納付書払い(納期限： 年 月 日)

本人控

# 和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	金融機関	銀行 金庫 組合	本店 支店
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金事務センター 様	

依頼内容	1 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	2 取消(廃止)	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日以降納期到来分から 取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)によってお取り扱いできる種目が異なります。  
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒 -				
	氏名	フリガナ	電話番号	自宅( ) -	連絡先( ) -	
指定預貯金口座	ゆうちょ銀行(郵便局)以外の金融機関	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	-			ゆうちょ銀行(郵便局)
		預金種目	1.普通 2.当座 3.( )			和歌山県会計管理者
	口座番号(右ヅメ)				種目コード* 166	
	口座名義人	住所	〒 -	氏名	(フリガナ)	種目コード* 176
					番号(右ヅメ)	1 0 *
						口座届出印

該当番号に○を付けてください。

押印願います

種別	通知書番号等	振替方法	種別コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
1 個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
2 自動車税(種別割)		年1回払い	35	00990-0-960115	
3 県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
4 公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
5 母子福祉資金償還金		月1回払い 半年1回払い 年1回払い			
6 寡婦福祉資金償還金					
7 母子寡婦福祉対策資金償還金					
8 児童福祉施設負担金		月1回払い			
9 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
10 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
11 修学奨励金貸付金元利収入		月1回払い	30	00980-4-960902	
12					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕

口座振替(自動払込)納付の可能な金融機関は、下表のとおりです。(○:取扱可能 ×:取扱不可)

取扱税目・費目	指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関〔ゆうちょ銀行(郵便局)除く。〕	ゆうちょ銀行(郵便局)
個人事業税	○	○
自動車税(種別割)	○	○
県営住宅使用料	○	○
公営住宅敷地駐車場使用料	○	○
母子福祉資金償還金	○	×
寡婦福祉資金償還金	○	×
母子寡婦福祉対策資金償還金	○	×
児童福祉施設負担金	○	×
心身障害者扶養共済掛金	○	×
進学奨学金等貸付金元利収入	○	×
修学奨励金貸付金元利収入	○	○

金融機関使用欄 受付日附印 (取扱店日附印)
------------------------------

※ゆうちょ銀行(郵便局)をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

## 約 定 事 項

1. 私が納付すべき納付書等が和歌山県から貴店（局）に送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預貯金口座から引落しのうえ、和歌山県の歳入金として収納してください。
2. 預貯金の引落としに当たっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出又は小切手の振出しは行いません。
3. 指定預貯金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
4. この口座振替契約による依頼は、貴店（局）及び和歌山県が必要と認めた場合は解除されても異議ありません。
5. この口座振替契約について、変更・取消のあった場合は、速やかに届け出ます。
6. 口座振替された納付金（個人事業税及び自動車税を除く）の領収書の貴店（局）への請求は行いません。電磁的記録の送信等により口座振替された個人事業税及び自動車税についても領収書の貴店（局）への請求は行いません。
7. この取扱いについて仮に紛議が生じても貴店（局）の責によるものを除き、貴店（局）等には異議を申し立てません。

## ご 注 意

※ 県税を口座振替（自動払込）納付される皆様へ

個人事業税については、振替（払込）開始を希望する回の納期限の2か月前までに申し込んでください。それ以降に申し込まれた分については、次回からの振替（払込）になることもあります。

自動車税については、振替（払込）開始を希望する年の2月末日までに申し込んでください。それ以降に申し込まれた分については、翌年からの振替（払込）になることもあります。

# 和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	金融機関	銀行 本店 様 金庫 支店 組合	依頼内容	① 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日 以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	ゆうちょ銀行 (郵便局)	貯金事務センター 様		② 取消 (廃止)	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日 以降納期到来分 から取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお取り扱いできる種目が異なります。  
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒 -			
	氏名	フリガナ	電話番号	自宅( ) - 連絡先( ) -	
指定預貯金口座	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	ゆうちょ銀行 (郵便局)		
		預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ( )		
	口座番号(右ヅメ)	払込先加入者名		和歌山県会計管理者	
		種目コード 1 6 6		種目コード 1 7 6	
口座名義人	住所	氏名		口座届出印	
		(フリガナ)			

該当番号に○を付してください。〔ゆうちょ銀行(郵便局)ではお取り扱いできるのは、1・2・3・4・11です。〕 押印願います

種別	通知書番号等	振替方法	種別コード	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
① 個人事業税		定期及び随時	35	00990-0-960115	
② 自動車税（種別割）		年1回払い	35	00990-0-960115	
③ 県営住宅使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
④ 公営住宅敷地駐車場使用料		月1回払い	25	00980-4-960902	
⑤ 母子福祉資金償還金		月1回払い 半年1回払い 年1回払い			
⑥ 寡婦福祉資金償還金					
⑦ 母子寡婦福祉対策資金償還金					
⑧ 児童福祉施設負担金		月1回払い			
⑨ 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
⑩ 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
⑪ 修学奨励金貸付金元利収入		月1回払い	30	00980-4-960902	
⑫					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕

<p><b>約 定</b></p> <p>1. 私が納付すべき納付書等が和歌山県から貴店(局)に送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預貯金口座から引落しのうえ、和歌山県の歳入金として収納してください。</p> <p>2. 預貯金の引落としに当たっては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出又は小切手の振出しは行いません。</p> <p>3. 指定預貯金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。</p> <p>4. この口座振替契約による依頼は、貴店(局)及び和歌山県が必要と認めた場合は、解除されても異議ありません。</p> <p>5. この口座振替契約について、変更・取消のあった場合は、速やかに届け出ます。</p> <p>6. 口座振替された納付金（個人事業税及び自動車税を除く）の領収書の貴店(局)への請求は行いません。電磁的記録の送信等により口座振替された個人事業税及び自動車税についても領収書の貴店(局)への請求は行いません。</p> <p>7. この取扱いについて仮に紛議が生じても貴店(局)の責によるものを除き、貴店(局)等には異議を申し立てません。</p>	<p>金融機関使用欄 (不備返却事由)</p> <p>1. 預金取引なし</p> <p>2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)</p> <p>3. 印鑑相違</p> <p>4. その他( )</p>	<p>検 印</p> <p>印鑑照合</p> <p>受付印</p>
	<p>※ゆうちょ銀行（郵便局）をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。</p>	<p>受付日附印 (取扱店日附印)</p>

# 和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込受付通知書兼廃止届書）

年 月 日

依頼先	和歌山県知事 様
-----	----------

依頼内容	① 新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 年 月 日以降納期が到来 するものを指定預貯金口座から口座振替 (自動払込)の方法で納付したいので、約定 を確認のうえ依頼します。
	② 取 消 (廃 止)	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動 払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日以降納期到来分 から取り止めることにしたので、届け出ます。

金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）によってお取り扱いできる種目が異なります。  
変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒 -				
	氏名	フリガナ	電話番号	自宅( )	-	
指定預貯金口座	ゆうちょ銀行(郵便局) 以外の金融機関	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	-			
		預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ( )	種目コード 1 6 6	種目コード 1 7 6	※
		口座番号(右7桁)		番号(右7桁)		
	口座名義人	住所	〒 -	氏名	(フリガナ)	口座届出印

該当番号に○を付してください。

押印願います

種別	種別コード	振替方法	通知書番号等	払込先口座番号 (ゆうちょ銀行)	金融機関 使用欄
① 個人事業税	35	定期及び随時		00990-0-960115	
② 自動車税（種別割）	35	年1回払い		00990-0-960115	
③ 県営住宅使用料	25	月1回払い		00980-4-960902	
④ 公営住宅敷地駐車場使用料	25	月1回払い		00980-4-960902	
⑤ 母子福祉資金償還金		月1回払い 半年1回払い 年1回払い			
⑥ 寡婦福祉資金償還金					
⑦ 母子寡婦福祉対策資金償還金					
⑧ 児童福祉施設負担金		月1回払い			
⑨ 心身障害者扶養共済掛金		月1回払い			
⑩ 進学奨学金等貸付金元利収入		年1回払い又は 年2回払い			
⑪ 修学奨励金貸付金元利収入	30	月1回払い		00980-4-960902	
⑫					

振替日(払込日) 和歌山県の指定する日〔金融機関及びゆうちょ銀行(郵便局)が休業日の場合は、翌営業日〕

金融機関使用欄 受付日附印 (取扱店日附印)
------------------------------

※ゆうちょ銀行（郵便局）をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

# 和歌山県口座振替納付依頼書（記入例）

本人控

金融機関への提出年月日を記入してください。

## 和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

依頼先	金融機関	銀行 〇〇 金庫 △△ 本店 様 組合 支店	依頼内容	新規	私が納付すべき下記税金・使用料等で 令和〇〇年〇〇月〇〇日以降納期が到来するものを指定預貯金口座から口座振替(自動払込)の方法で納付したいので、約定を確認のうえ依頼します。
	ゆうちょ銀行(郵便局)	貯金事務センター 様		取 止	私は、下記税金・使用料等を口座振替(自動払込)の方法で納付していましたが、 年 月 日以降納期到来分が 出ます。

口座変更の場合でも「新規」の取扱となります。

金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)による変更は、新規扱いとする。

納入義務者	住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	
	氏名	フリガナ シュウガク キイサ 修学 きい介	電話番号 自宅(073)441-3663 連絡先(073)441-3728
指定預貯金口座	金融機関コード・店番 (金融機関記入欄)	-	
	預金種目	1. 普通 2. 当座 3. ( )	
	口座番号(右ゾメ)	1 2 3 4 5 6	
口座名義人	住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	
	氏名	(フリガナ) シュウガク キイサ 修学 きい介	口座届出印 きい介

3枚とも押印してください。

該当番号に○を付してください。

振替方法	種別コード	払込先口座番号(ゆうちょ銀行)	金融機関使用欄
期及び随時	35	00990-0-960115	
1回払い	35	00990-0-960115	
月1回払い	25	00980-4-960902	
月1回払い	25	00980-4-960902	
月1回払い			
半年1回払い			
年1回払い			
年2回払い			
月1回払い	30	00980-4-960902	

返還用口座に指定可能な金融機関と口座名義人の組み合わせについては、13ページを参照してください。

貸与決定通知書の左上に記載されている7桁の「奨学生決定番号」を御記入ください。御不明な場合は空欄でも差し支えありません。

「11」にチェックしてください。

申請者本人名義の口座のある金融機関(又はゆうちょ銀行・郵便局)の窓口にて3枚綴った状態で提出したのち、窓口担当者から必ず3枚ともに受付日附印を押印していただくようお願い致します。

なお、用紙の左上に「本人控」と記載のある1枚目は、窓口から受け取ったのち、申請者様のほうで大切に保管してください(奨学班への提出は不要です)。

また、用紙の左上に「和歌山県用」と記載のある3枚目は、金融機関から下記住所へ速やかに提出していただくよう窓口担当者にお伝えください。

金融機関使用欄  
受付日附印  
(取扱店日附印)

※ゆうちょ銀行(郵便局)をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県教育庁生涯学習課奨学班



## 注意点

※奨学金借用証書・返還誓約書や返還計画書の提出後、記載事項（住所・氏名・電話番号・連帯保証人等）の変更があった場合は、速やかに所定の書類を提出してください。

※卒業後に大学等への進学等で返還の猶予を希望する場合は、手続きに漏れがないよう御注意ください。

卒業後に返還していただく返還金は次の世代の奨学金の貸与資金として再活用されます。次の世代もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、皆で支えていくことが大切です。



# 問い合わせ

御不明な点は、各高等学校等又は和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班までお問い合わせください。

学 校 名	TEL	学 校 名	TEL
<b>県立（全日制）</b>		<b>県立（通信制）</b>	
橋本高等学校	0736-32-0049	伊都中央高等学校	0736-42-2056
紀北工業高等学校	0736-32-1240	きのくに青雲高等学校	073-422-8402
紀北農芸高等学校	0736-22-1500	南紀高等学校	0739-22-3776
笠田高等学校	0736-22-1029		
粉河高等学校	0736-73-3411	<b>県立（特別支援学校）</b>	
那賀高等学校	0736-62-2117	きのかわ支援学校	0736-42-0415
貴志川高等学校	0736-64-2500	和歌山盲学校	073-461-0322
和歌山北高等学校（西校舎）	073-453-1281	和歌山ろう学校	073-424-3276
和歌山北高等学校（北校舎）	073-455-3528	紀北支援学校	073-479-1356
和歌山高等学校	073-477-3933	紀伊コスモス支援学校	073-461-6500
向陽高等学校	073-471-0621	和歌山さくら支援学校	073-453-0303
桐蔭高等学校	073-436-1366	たちばな支援学校	0737-62-3599
和歌山東高等学校	073-472-5620	みはま支援学校	0738-23-2379
星林高等学校	073-444-4181	南紀支援学校	0739-47-2118
和歌山工業高等学校	073-444-0158	はまゆつ支援学校	0739-47-2115
和歌山商業高等学校	073-424-2446	みくまの支援学校	0735-31-6101
海南高等学校	073-482-3363		
海南高等学校（大成校舎）	073-489-2069	<b>市立・国立（カッコなしは全日制）</b>	
海南高等学校（美里分校）	073-499-0034	和歌山市立和歌山高等学校	073-461-3690
箕島高等学校	0737-83-2155	和歌山市立和歌山高等学校（定時制）	073-461-3691
有田中央高等学校	0737-52-4340	海南市立海南下津高等学校	073-492-2136
有田中央高等学校（清水分校）	0737-25-0055	和歌山大学教育学部附属特別支援学校	073-444-1080
耐久高等学校	0737-62-4148		
日高高等学校	0738-22-3151	<b>私立（カッコなしは全日制）</b>	
日高高等学校（中津分校）	0738-54-0226	和歌山信愛高等学校	073-424-1141
紀央館高等学校	0738-22-4011	智辯学園和歌山高等学校	073-479-2811
南部高等学校	0739-72-2056	近畿大学附属和歌山高等学校	073-452-1161
南部高等学校（龍神分校）	0739-78-0155	開智高等学校	073-461-8080
田辺高等学校	0739-22-1880	初芝橋本高等学校	0736-37-5600
田辺工業高等学校	0739-22-3983	高野山高等学校	0736-56-2204
神島高等学校	0739-22-2550	高野山高等学校（広域通信制）	0736-56-2204
熊野高等学校	0739-47-1004	近畿大学附属新宮高等学校	0735-22-2005
串本古座高等学校	0735-62-0004	慶風高等学校（通信制）	073-498-0100
新宮高等学校	0735-22-8101	りら創造芸術高等学校	073-497-9111
新翔高等学校	0735-31-7087	和歌山南陵高等学校	0738-53-0316
		和歌山南陵高等学校（通信制）	0738-53-0316
<b>県立（定時制）</b>		<b>国立高等専門学校（全日制）</b>	
伊都中央高等学校	0736-42-2056	和歌山工業高等専門学校	0738-29-2301
粉河高等学校	0736-73-3689		
きのくに青雲高等学校	073-422-5660	<b>私立専修学校（高等課程）</b>	
和歌山工業高等学校	073-444-2472	きのくに国際高等専修学校	0736-33-3370
海南高等学校	073-482-1188		
耐久高等学校	0737-65-0050	<b>県外協力校（全日制）</b>	
日高高等学校	0738-24-0717	奈良県立十津川高等学校	0746-64-0241
南紀高等学校	0739-22-3776	私立智辯学園高等学校	0747-22-3191
新宮高等学校	0735-22-8106	私立近畿大学工業高等専門学校	0595-41-0111

## 和歌山県教育庁生涯学習局 生涯学習課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL (073) 441-3663 又は (073) 441-3728

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153327.html>

和歌山県修学奨励金

検索